

種の保存委員会（SSC）

外来侵入種による生物多様性喪失防止のためのIUCNガイドライン

このガイドラインは、SSC侵入種スペシャリスト・グループによって準備され、2000年2月スイス・グランで開かれた、IUCN理事会の第51回理事会において承認された。

目次

- 1．背景
- 2．目標と目的
- 3．期間の定義
- 4．理解と認識
- 5．防止と導入
- 6．根絶と抑制
- 7．種の再導入との関係
- 8．知識と調査研究
- 9．法と制度
- 10．IUCNの役割
- 11．参考文献と関連情報
- 12．謝辞

補遺

1．背景（1）

生物多様性は、世界中で多くの脅威に直面している。現在、科学者や政府により、在来の多様性に対する主な脅威のひとつは、外来侵入種による生物学的侵入であると認識されている。外来侵入種の影響は、はかりしれず、潜行的で、通常は後戻りできないものである。それらは、生息地の損失と退行と同様に地球規模で在来種と生態系に対して損害を与えているのかもしれない。

何千年もの間、海洋・山脈・河川および砂漠などの自然の障壁は、独自の種や生態系が進化するのに必要不可欠な外界からの孤立をもたらした。ほんの数百年の間に、外来種が新

しい生息地への遠大な距離の移動を助け、そこで外来侵入種になるという2つの面を持った大きな地球規模の力により、これらの障壁は、効果のないものとなった。グローバリゼーションと、貿易や観光の量的発展は、自由貿易の強調と合わせて、以前にもまして生物種が偶然に、若しくは計画的に広がる様々な機会をもたらしている。人類や経済を病気や害虫から守るため、初期に発展した関税と検疫は、しばしば在来の生物多様性を脅かす生物種に対する、安全装置としては、不十分である。このように、何百万年も続いた生物学的孤立が、迂闊にも途切れてしまうということは、先進国並びに発展途上国に影響を及ぼす重要な進行中の問題を生み出した。

生物学的外来侵入の範囲と損失は、生態学的にも、経済学的にも、地球的規模で、莫大なものである。外来侵入種は、あらゆる分類群に見られる。外来侵入種は、持ちこまれたウイルス、菌類、藻類、コケ類、シダ類、高等植物、無脊椎動物、魚類、両生類、爬虫類、鳥類および哺乳類を含んでいる。この外来侵入種は、地球上のほとんど全ての生態系において、在来の生物相に侵入し、影響を及ぼした。何百という絶滅は、外来侵入が原因となった。その生態学的損失は、在来種と生態系の取り返しのつかない損失になっている。

加えて、外来侵入種の直接経済損失は、年間何十億ドルにも達する。耕地の雑草は、収穫量を減少させ、コストを増加させる。雑草は、集水域や淡水の生態系を退行させる。観光客や居住者たちは、無意識に外来植物を原生あるいは自然地域に導入する。穀物の害虫や病原体、家畜や森林といったものが、収穫量を減少させ、管理費を増加させる。船体の汚れとともに、バラスト水（船体を安定させるために積み込んだ水）の排出は、海洋並びに淡水のシステムにおいて、病気、バクテリア、ウイルスを含む有害な水生生物の無計画で不必要な導入を誘引した。今やバラスト水は、浅海沿岸生物が大洋を越え、並びに大洋間で移動するための最も重要な媒介者と認識されている。環境汚染や生息地破壊のような要因は、外来侵入種に都合のよい条件をもたらす得る。

世界中で起こっている自然生息地、生態系および農地の劣化（たとえば、植物や土壌の喪失、土地や水路の汚染）は、外来種が定着し、侵入するのを容易にした。多くの外来侵入は、生息地の退行に引き続いて起こる、種間競争の低下から利益を得る"パイオニア"種である。地球の気候変化はまた、外来侵入種の広がりや定着を手助けする重要な要因である。たとえば、気温の上昇は、外来の病気を運ぶ蚊が生息範囲を拡大することを可能にするかもしれない。

新しい種の導入の潜在的な危険を管理機関に警告できるような情報は、あまり知られてはいない。にもかかわらず、有益な情報は、しばしば、多くの国々が財源、必要な社会基盤、責任および訓練された職員を持っていると仮定しており、迅速な行動をとれるように、適

切な形式で広く共有し、若しくは入手できるものではない。

物資、訪問者および‘ヒッチハイカー’生物種の新たな流れに対し、効果的に反応することのできる包括的法律および制度を発展させてきた国はほとんどない。多くの市民、基幹部門団体および政府は、その問題の重大さと経済的費用に対して十分な理解をしてはいない。結果として、(侵入種への)反応はたいていばらばらであり、遅く効果的なものではない。この文書において、IUCNは、外来侵入種の問題を世界的レベルでその主要な主導権をとるテーマのひとつとして確認した。

あらゆる大陸地方において、生物学的外来侵入に悩み、その結果として生物学的多様性を失う一方、一般的にこの問題は、島嶼とりわけ小さな島嶼国にとって非常に深刻である。問題はまた、南極大陸のような他から孤立した生息地や生態系で生じる。何百万年以上もの自然界の隔離は、独特の種や生態系の進化に都合がよかった。ゆえに、島々や他の孤立した地域(たとえば山脈や湖)には、ふつう高い割合で(他のどこにも見られない)地方特有の種を有し、重要な生物多様性の中心となっている。孤立と関係した進化の過程は、島の生物が、他の地域から来た競争者、捕食者、病原体および寄生生物に対し、特に弱いということの意味する。外来侵入種を見分け、阻止できるような検疫と関税のシステムに支えられた、より良い知識、改良された法律、さらに優れた管理能力を持って外来侵入種の到着を防止するための、政府の能力を改善することで、島々の孤立を守ることが重要である。

2. 目標と目的

このガイドラインの目標は、外来侵入種の有害な影響による生物学的多様性のさらなる損失を防ぐことである。その意図は、生物多様性条約の第8(h)条を実施するために政府と管理機関を手助けすることである。この条約には、次のように述べられてある：

"(h) 締約国は可能で適切な範囲において生態系、生息地あるいは種を脅かすその外来種の導入を防ぎ、抑制し、根絶すべきである。"

このガイドラインは、「1987年生物種の移転に関するIUCN見解声明書」より包括的であり、1987年の見解声明書の関連する部分を参考にし、具体化したものである。もうひとつの関連するガイドライン、「種の再導入についてのIUCNガイドライン」との関連は、7節で詳しく述べられている。

このガイドラインは、外来侵入種による生物学的侵入が原因となる生物学的多様性の損失

防止に関わるものである。ここに述べられた問題や原則の多くは適用できるが、このガイドラインには、遺伝子組み換え生物の問題については述べられてはいない。外来侵入種による生物学的侵入に起因する経済（農業・林業・漁業）的、人間の健康および文化に関する影響についても、このガイドラインには述べられてはいない。

このガイドラインには、この背景にある文脈から確認できる生物学的外来侵入問題の4つの本質的に重要なことが述べられている。これは：

- * 理解と認識を向上すること；
- * 管理者の反応を強化すること；
- * 適切な法並びに制度的メカニズムの提供；
- * 知識および研究成果を増やすこと；である。

述べている4つの重要事すべてが大切であるが、この特別なガイドラインは、管理者の反応を強化するという側面にもっと強く焦点を当てている。この点は、外来侵入を防ぎ、定着した外来侵入種を根絶するか抑制する立場に早々に置かれる管理者に関する情報を流布させるための緊急要請を反映する。その他の関心事、特に法的および調査結果について述べることは、長期戦略を必要とするかもしれない。

このガイドラインには、次の7つの目的が述べてある。

- 1．先進国と発展途上国および世界のあらゆる地域において、在来の生物多様性に影響を及ぼす主要な問題として外来侵入種の認識を高めること。
- 2．国家的および国際的行動を必要とする優先問題として外来侵入種導入の防止を奨励すること。
- 3 意図しない導入を最小化すること、および認定されていない外来種の導入を防ぐこと。
- 4．意図的な導入は、生物学的防除を目的としたものを含めて、生物多様性への潜在的な影響に関して十分顧慮し、前もって正しく評価されるよう保証すること。
- 5 外来侵入種の根絶および抑制をするキャンペーンやプログラムの発展と実行を奨励し、このキャンペーンとプログラムの有効性を高めること。
- 6．外来侵入種の根絶と抑制と同様に、外来種の導入を規制するための国内法と国際協力

の包括的枠組の発展を奨励すること。

7.世界的に外来侵入種の問題を扱うために、必要な調査と十分な知識基盤を発展させ、その共有を奨励すること。

3.用語の定義(2)

"外来侵入種"とは、自然あるいは半自然の生態系もしくは生息地に定着した外来種を意味し、変化の動因となり、在来の生物学的多様性を脅かす。

"外来種"（非在来、非土着、外国、異国）とは、（過去または現在の）自然分布域あるいは潜在分布域（つまり、自然に生息生育する分布区域、若しくは直接あるいは間接的な人為的導入なしに定着し得ない分布域）の外に存在する種、亜種、若しくは下位分類群を意味し、その種が存続しその後繁殖するようないかなる部分、配偶子や胎芽も含む。

"生物学的多様性"（生物多様性）とは、陸上、海洋、その他の水界生態系またはその複合生態の一部として含まれる生物間の変異を意味する。これには種内、種間ならびに生態系の多様性が含まれる。

"生物安全保障上の脅威"とは、生態的な豊かさあるいはある国の人間、動物あるいは植物の健全さに対して生物学上の危機を与えるかもしれないような単数あるいは複数の事態あるいは活動を意味する。

"政府"とは、地域内に属する問題に関する地域的な政府の協同グループを含む。

"意図的な導入"とは、その自然分布域並びに潜在分布域の外にいる種を故意に移住させることを含んだ、人間によって計画的に為された導入を意味する。（そのような導入は、認可されていたり、そうでなかったりする。）

"導入"とは、人、機関による（過去あるいは現在の）自然分布域と潜在分布域の外にいる種、亜種または下位分類群（その種が存続しその後繁殖するようないかなる部分、配偶子や胎芽も含む）の移住を意味する。この移住は国内においてでも、国際間でもありうる。

"在来種"（土着種）とは、（過去または現在の）自然分布域と潜在分布域に存在する種、

亜種または下位分類群を意味する（分布域内においては、自然に生息生育する、若しくは直接あるいは間接的な人為的導入なしに生息生育する）。

"自然生態系"とは、人間に知覚できるほどには、人間による手が入っていない生態系を意味する。

"再導入"とは、かつてその歴史的分布域の一部であった種であり、根絶されたり、絶滅してしまつたある地域の種を定着させる企てを意味する。（再導入のためのIUCNガイドラインより）

"半自然生態系"とは、人間の行為により手が加えられたが、重要な在来の要素を保った生態系を意味する。

"意図しない導入"とは、その自然分布域外へ拡散する手段として、生物種が人間、あるいは人間による輸送システムを利用した結果として起こつた偶然の導入を意味する。

4．理解と認識

4．1 指導原理

* 情報と知識に基づく理解と認識は、外来侵入種を述べることのできるおよび述べなければならぬ優先問題として確立するためになくしてはならないものである。

* より良い情報と教育、そして社会のあらゆる分野により、外来侵入問題の公的認識が進むことは、無意識な、または認可されていない導入のリスクを防ぎ、あるいは減らす基本であり、目的を持った意識的な導入を認可し、評価する手続きを確立する基本となる。

* 外来侵入種の抑制と根絶は、良識のある協力的な地域社会、適切な部門およびグループによって支持されると、よりうまくゆく。

* うまく伝達される情報と調査結論は、教育、理解と認識に不可欠の条件である。（8節を参照）

4.2 奨励される行動

1. 外来侵入種問題に関する関連セクターおよび地域社会の特別な関心と役割を確認し、適切な情報と奨励された行動により、この問題に焦点をあてること。対象グループに対する特別なコミュニケーション戦略は、外来侵入種によって引き起こされる危険性を減らすことを求める。一般大衆は、考慮されるべき重要対象グループである。

2. (外来侵入種に対する) 認識を高める重要な方法として、広範囲に入手できる最新かつ正確な情報を容易に入手できるようにすること。電子書式、マニュアル、データベース、科学雑誌および大衆向け出版物等に載せる情報により様々な読者を対象とすること。(8節を参照)

3. (外来侵入種) 問題のより良い認識と理解のための情報ないし教育の主要な対象グループとして、生物や製品の輸出入業者を対象とし、防止策や可能な解決策における彼らの役割に目を向けること。

4. 最良の実践ガイドラインを開発し、それに従い、ガイドラインが守られているかを監視する民間セクターを援助すること。(5.2および5.3を参照)

5. 重要な優先事項として、国・海外両方の旅行について、旅行者が出発する前に、旅行者に情報や推薦される行動を提供する、旅行者が外来侵入種問題にいかに関与できるかの認識を高めることは最もコスト効率が高い方法である。

6. 外来侵入種によって起こされる諸問題についての認識を高めるようエコツーリズム事業を扱う業者に奨励すること。生態学的に脆弱な島の生息地や生態系内(例:湖沼、山岳地域、自然保護区、原生地域、孤立した森林、沿岸海洋生態系)に、外来の植物(特に種子)および動物の意図しない導入を防ぐためのガイドラインを開発するよう、エコツーリズム事業者とともに仕事をする事。

7. 検疫、入国管理、あるいは他の関連機関に対して、識別と規制のような局面に対する実践的な訓練に加えて、生物多様性に対するより大きな背景と脅威に気付くようなスタッフを訓練すること。(5.2節を参照)

8. (外来侵入種の) 防止、根絶および管理計画の立案段階にコミュニケーション戦略を組み入れること。効果的な協議が、地域社会と影響を受けるあらゆる関係者たちと協力して行われるようにすることにより、たいていの潜在的な誤解と対立は、前もって解決され、

若しくは同意される。

9．学校での適当な時期の教育課程に、外来侵入種問題およびその問題解決のための行動を含めること。

10．意図的および意図しない外来種の導入に適用する国内法が、関係する国の市民や機関ばかりでなく、旅行者や製品やサービスを輸入する外国人にも知られ、理解されるようにすること。

5．防止と導入

5．1 指導原理

* 外来侵入種の導入を防ぐことは、最も安価で、最も効果的で、最も好ましい選択であり、最高の優先権を保証するものである。

* 科学的に不確実であっても、潜在的な外来種侵入の導入を防ぐためには潜在的な外来種侵入の長期にわたる結果にもとづいて、迅速な行動がふさわしい。

* 脆弱な生態系は、特に防止措置、とりわけ特に重要な生物多様性の価値が、危機に瀕しているとき、行動を起こすため、最も高い優先度を与えられるべきである。生態系は、湖および他の淡水生態系、雲霧林、沿岸の生息地および山脈生態系のような島々や孤立した生態系を含んでいる。

* 多くの外来種の生物多様性への影響は予想不可能なので、あらゆる意図的導入や無意識的な導入を識別し、防止するため、予防原則がとられるべきである。

* 外来種というものは、その導入が無害であるというはっきりした理由がなければ、有害であるものとして取扱われるべきである。

* 外来侵入種は、消極的に生活の発展と質に影響を及ぼしうる"生物汚染源"として働くものである。それゆえに、外来侵入種の導入に関する規定された反応の一部は、在来の生物多様性に対する損害を示す"汚染負担"の原則を適用すべきだ。

* 生物安全保障への脅威は、包括的な法律と制度上の枠組の開発と実行の必要性を正当化する。

* 意図しない導入の危険性は、最小化されるべきである。

* 意図的な導入は、関連機関あるいは当局から公認された場合のみ、行われるべきだ。公認は、生物多様性との配慮（生態系、生物種、遺伝子）に基づく包括的評価を必要とするのが当然である。公認されていない導入は、防止されるべきである。

* 外来種の意図的な導入は、環境に対する有益性が、実際のおよび潜在的な悪影響にまさ

る場合のみ許されるべきである。この原則は、島々、淡水系あるいは固有種の分布中心のような、孤立した生息地や生態系に適用される時、特に重要である。

* 外来種の意図的な導入は、生物多様性の根絶あるいは重要な損失につながるだろうということが、他のところでの経験が示していれば、許されるべきではない。

* 外来種の意図的な導入は、その目的に適していると思われる在来種がいないと思われる場合にのみ検討されるべきである。

5.2 意図しない導入 推薦される行動

残念ながら、広範囲にわたり様々な方法や手段で起こる意図しない導入を管理することは、大変困難である。この方法と手段は、識別し管理し防止するための最も難しいタイプの行動を含んでいる。本来、意図しない導入を最小化する最も実用的な手段は、主要通路を確認し、規制し監視することである。通路は、国家間や地域間で様々であるが、最もよく知られているのは、国際および国内貿易ルートであり、そこを通じて多くの外来種の意図しない行動と定着が起こる。

意図しない導入の発生を減じるために推薦される行動は次のようなことである：

1. 意図しない導入に至る通路を確認し管理する。意図しない導入の重要な通路は、国内および国際貿易、観光事業、海運業、プラスチック、漁業、農業、建設事業、地上および航空輸送、林業、園芸、造園、ペット貿易および水産養殖等を含んでいる。

2. 生物多様性条約の締約国、および他の関連する国々は、貿易が外来侵入種の導入と拡散を助長する危険性を著しく減じる目標を持って、広範囲な関連する国際貿易当局と産業界と共に仕事をするべきである。

3. 共同産業界ガイドラインと管理規則を開発すること。これは意図しない導入を最小化若しくは排除するものである。

4. 貿易によって起こる意図しない導入を最小化若しくは排除するための地域貿易団体とその協定を調べること。

5. 次のような方策を探求すること。外来侵入種の導入を手助けする経済インセンティブの排除；もし、外来種の導入に対する法的制裁措置（なんの欠点も証明できない場合の）；防止、根絶および抑制活動のため、また入国管理および検疫における用途のために、国あるいは地域による外来侵入種に関する国際的に入手可能な情報。（8節を参照）

6．バラスト水の排出と船体の汚染から生じる外来侵入の問題を減じるために適切なイニシアチブをとること。それは以下のようなことを含む。バラスト水管理業務の改善；改良された船舶デザイン；国家バラスト水計画の開発；調査、標本抽出および監視体制；バラスト水の危険性についての港湾当局および船の乗組員に対する周知。

バラスト水に関する現存の国家ガイドラインや法を利用可能にすること（たとえばオーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国等）。国家、地域および国際レベルにおいて、バラスト水および沈殿物排出に関する国際海事機関のガイドラインのような国際ガイドラインおよび勧告を広めること。（9．2．2節を参照）

7．外来種の意図しない導入を妨ぐため、検疫および入国管理規則と施設および訓練スタッフを適切に配置すること。検疫および入国管理規則は、主として農業と人間の健康に関する狭義の経済領域だけを、さらに各国がさらされる独特の生物安全保障のみを前提とするべきではない。主通路を経由して到達する意図しない導入を妨ぐ改善された行動は、入国管理および検疫の責任と手段の拡大が必要となるかもしれない。（9．2を参照）

8．境界線管理規則と手続きを通して、あるタイプの製品若しくは梱包物に関連する意図しない導入の危険性を明らかにすること。

9．不注意と悪習慣による意図しない導入に責任がある人々に対し、適切な罰金、罰則あるいは他の処罰を適用すること。

10．生物の輸送あるいは移動を扱う企業が輸出入国の政府によって作られた生物安全保障制度を応諾することを保証すること。監視と管理の適切なレベルに従う活動を提供すること。

11．外来侵入種による危険性が高く、影響を非常に受けやすい島国の政府が、外来侵入種を管理するコストがかさむのを避けたいと願う場合に、最も費用効果がある代替案を発展させること。この代替案は、生物安全保障に対するより全体論的なアプローチと検疫および入国管理業務により大きな調査能力と防止能力を含むこれまで以上の能力向上の方策を含んでいる。

12．かつて分断された植物相と動物相を混在させ、地域の生物多様性をかき乱すかもしれないような、生態地理学的地帯を横断する運河、トンネルおよび道路といった、大規模な土木工事計画をきちんと評価すること。そのような計画に関する環境影響評価法は、外来侵入種の意図しない導入に関連する危険性のアセスメントを必要とする。

13. 万一意図しない導入が生じれば、市民参加による協議を含む、迅速で効果的な行動をとるために必要な用意をすること。

5.3 意図的な導入 推薦される行動

1. 侵入種についての法制度改革の一部として'生物安全保障'機関あるいは当局のような適切な制度上のメカニズムを確立すること(9節を参照)。現在、大部分の国々の法的枠組は、意図的な導入をめぐって全体的な方法で取扱わないので、このことは、非常に高い優先権をもつ。すなわち、導入されるように思われるあらゆる生物と全ての環境に対するその効果を考慮に入れること。通常の傾向としては、農業などの部門に対してのものである。行政および制度上の取り決めは、生物の全範囲とその生物が導入されている環境に対する影響若しくは緊急事態に対する迅速な対応の必要性を扱うのには不十分である。

2. 提案された導入が認定されるべきかどうかについての決定に至り、輸入を発展させ、ガイドラインを公表し、適切どころに特別な条件を据えるため、生物安全保障機関あるいは他の制度上のメカニズムに権限を与えること(運營業務が他の機関と共に存在すべきである。9.2.1を参照)。

3. 効果的な評価および意思決定プロセスに最大の重点を置くべきである。外来種の導入についての決定に至る前に評価プロセスの一部として、環境影響評価およびリスクアセスメントを実行すること。(補遺を参照)

4. 提案された導入が生物多様性に、悪影響を及ぼすことはないことを証明するものを準備するよう輸入業者に要求すること。

5. 政府内の関連機関、非政府組織(NGO)および、適切な場合は、隣国との協議を、評価プロセスに組み入れて考えること。

6. 特別な実験的試行(たとえば外来種の食物の好みあるいは伝染性をテストすること)がアセスメントプロセスの一部として行われるよう関連機関に要求すること。そのような試行は、しばしば生物学的抑制計画に必要とされ、この試行のための適切な実施計画が開発され、守られるべきである。

7. 輸入国の生物安全保障当局により確認され、評価された、予測される環境的影響、リスク、費用効果(直接的及び間接的、財政上の及び非財政上の)、及び代替案の評価プロ

セスを確保すること。輸入国の生物安全保障当局は、予測される利益が起こりうる不利益に優るかどうかが、決定する立場にある。申請者からの申請の時期から生物安全保障当局が最終決定を下すまでの間、途中経過や関連協議を公表すべきである。

8．適切な条件、場所への導入についての抑制条件を課すこと。加えて、モニタリングの必要条件は、管理の一部として、発表することである。

9．法的制限とは別に、偶然の逃亡も含む貿易にともなう侵入種のリスクを最小化するため、輸出入業者が最良の実践基準に対処するよう勧めること。

10．承認されていない意図的な導入を防止するために、検疫および入国管理規則と設備および訓練スタッフを適切に配置すること。

11．承認されていない意図的な導入の結果として生じた根絶もしくは抑制の費用について刑法上の罰則および賠償責任を検討すること。

12．承認されていない導入が発生したり、あるいは認定された外来種の導入が予期せずにあるいは偶然に生物学的侵入の潜在的な脅威をもたらした場合には、根絶あるいは抑制するために迅速で効果的な行動を取る能力を含めた準備が適切であることを保証すること。（6節および9節を参照）

13．貿易によって意図しない導入が促進されるというリスクを減じるため、地球および地域レベルで必要とされる努力をすることはもちろんのこと（5．2節）、意図的な導入に影響する貿易に関連した国際文書および慣行を改善すること。たとえば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）の締約国は、外来侵入種がその条約の運用と密接な関わりがあると主張している。同様のイニシアチブは、関連する国際貿易当局および産業会社についても為されるべきである。

6．根絶と抑制

潜在的あるいは現実に外来侵入種が発見された時、言い換えれば、防止がうまく行かなかった場合、根絶、封じこめおよび抑制を含んだ負の影響を和らげる段階へ進むことになる。根絶は、完全にその外来侵入種を除去することを目的としている。抑制は、外来侵入種の生息数や密度について、長期にわたる削減をねらいとしている。抑制の特別なケースとして、封じ込めのねらいは、外来侵入種の広がりを制限し、限定された地理的境界線内

にその存在を抑制することである。

6.1 指導原理

- * 外来侵入種の導入を防止することが、最初の目標であるべきである。
- * 潜在的あるいは既に行われた外来侵入種の新しい導入の早期発見は、迅速な行動を取る能力に加えて、しばしば成功し費用効果の高い根絶へのかぎとなる。
- * 潜在的な生物学的外来種侵入に関する科学的あるいは経済的确实性の欠如は、根絶、封じこめあるいは他の抑制手段を延期するための理由として用いられるべきではない。
- * 意図的あるいは無意識的に導入された外来侵入種に対し適切な手段をとる能力は、法律で備えられるべきである。
- * 外来侵入種を根絶しあるいは抑制する最良の機会は、生息数が少なく特定の場所に集中している侵入の初期にある。（この機会は、関連する種および他の地域要因によって、短かったり、長かったりするかもしれない。）
- * 新しいあるいは現存する外来侵入種の根絶は、（特に新しい事例には）望ましいものであり、長期間の管理よりもっと費用効果が高い。
- * 根絶は、生態学的に可能であり完遂する必要な財政的および政治的支持がないならば行うべきではない。
- * 根絶に関する戦略的に重要な焦点は、モニタリングおよび根絶活動のために、国際港や国際空港のような主な侵入経路での弱点を確認することである。

6.2 根絶 推薦される行動

1. 防止が失敗したところで、根絶が成し遂げられる場合には、外来侵入種を取扱うための最良の管理選択肢として根絶を促進すること。これは、進行中の抑制よりずっと費用効果の高いもので、環境のためにもより良いものである。技術的な進歩は、特に島々において、根絶が可能である状況を増加させている。根絶は、海洋環境でもっと困難であるように思われる。根絶の成功のために触れる必要のある基準は、補遺で取上げてある。

2. 潜在的な外来侵入種がはじめて発見された場合、早急に十分な資金および専門的知識を結集させ活用すること。遅延することで、著しく成功の機会を減じる。その土地の人の知識と共同体の認識は、新しい外来種侵入を発見するために利用できる。状況によって、その国の対策は、国内に限られるかもしれないし、他の国と協力的な努力を必要とするかもしれない。

3. 新しい外来種侵入が生じて、まだ十分には定着していない場所での根絶に優先権を与

えること。

4．根絶の方法は、排除対象になっていない在来種に対する長期間の影響が全くないという目標が、明確であるようにすべきである。排除対象にされていない種の付随的な損失は、根絶の避けられない費用であるかもしれないが、在来種の長期的な便益と比較されるべきである。

5．根絶の結果として環境に毒物が存続することがないということを保証すべきである。抑制のために毒物を長期的に使用することは好ましくないが、短期で集中的な根絶策においては正当化されるかもしれない。毒素使用の費用と便益は、それら状況において注意深く評価される必要がある。

6．動物の排除方法は、できるだけ倫理的で苦痛を与えないものであり、関連する外来侵入種を永久に除去するねらいと矛盾しないことを保証すべきである。

7．利益団体は、倫理的な理由あるいは私利的理由から根絶に反対するかもしれないことを考え、包括的合意形成戦略を含み、その計画の中で必須であるとして提案された根絶に対して共同体の支持を得るべきである。

8．島々、孤立した地域など特有の生物の多様性を持ち、あるいは脅かされている固有種を含む外来侵入種の根絶に優先権を与えなさい。

9．それが適切である場合、重要な在来種の生息する島々および他の孤立した地域から問題となる外来の肉食哺乳類（たとえばネズミ、ネコ、イタチ、イヌなど）を根絶することで、生物の多様性保全の重要な便益を確保すること。同様に、絶滅のおそれのある在来の動植物種のための重要な便益を確保するための問題となる野生かつ外来の草食の哺乳類（たとえばウサギ、ヒツジ、ヤギ、ブタなど）の根絶を目標とすること。

10．それが適切な場合、専門家のアドバイスを求めること。幾つかの種を根絶する問題は、しばしば複雑なものであり、種を根絶するために最適な順序を決定する必要がある。再導入のためのIUCNガイドラインで推薦されているように、複数領域領域にわたるアプローチが、最良かもしれない。

6.3 抑制の望ましい結果を明確にすること

抑制の成功を測る適切な基準は、抑制による保全の利益の対象としている種、生息地、生

態系あるいは風景の反応である。ただ単にたくさんの外来侵入種の数減じることには専念するのではなく、外来侵入種によって生じる損害を測定し、減じることには専念することが重要である。害獣の数とその影響との関係は単純なものではない。すなわち外来侵入種の生息密度低減の評価が、必ずしも絶滅のおそれのある在来種、生息地または生態系の健全な状態の改善を示すわけではない。成功の基準を確認し、適切にモニターすることは、非常に困難である。しかしながら、生物の多様性の損失を防ぐという主要な目標が成し遂げられるならば、そうすることは重要である。

6.4 抑制の方法を選択すること

抑制の方法は、社会的に、文化的におよび倫理的に受け入れられ、効率的で、非汚染のものであるべきだし、逆に在来の植物群および動物群、人間の健康と福祉、家畜、あるいは作物に影響を及ぼすべきでない。この基準のすべてに見合うことは、困難であるけれども、好ましい結果にたいする抑制の費用便益のバランスを比較検証する必要上、この基準は適切な目標とされ得る。

個別の環境は非常に多様であり、一般的に好ましい方法についての一般的なガイドラインを与えることが可能であるにすぎない。個別の方法は、一般的な方法よりも良い。生物学的防除は、物理的あるいは化学的方法に比べて、ときどき好まれる選択であるかもしれないが、導入とその後のモニタリングの際に厳格な審査を必要とする。物理的除去は、外来侵入植物を一掃するための効果的選択である。化学物質は、できるだけ特定のもののみに作用し、持続性がなく、食物連鎖によって濃縮されないものであるべきだ。有機塩素化合物を含む有機汚染物質の絶え間ない使用は行われるべきでない。動物の抑制方法は、できるだけ人道的で、抑制のねらいと一致しているべきである。

6.5 抑制戦略 推薦される行動

抑制は、根絶と違ったねらいと目的を持った進行中の活動である。採用されうる幾つかの種々の戦略アプローチがあるけれども、2つの要素が共通している。第一に、在来種のために達成されるべきだと考えられる成果は、明確に表現され広く支持される必要がある。第二に、その成果を成し遂げるためにかかる時間内に必要とされる財源を費やすにはマネジメントとおよび政治の関与が必要である。焦点が定まらず、中途半端なマネジメントでは、どこか他に費やした方がいいような財源を浪費することになる。

推薦される行動は、次の通りである：

1. 望ましい成果を目指した外来侵入種問題を優先させること。これは、最も価値のある

在来の生物学的多様性を持つ地域と外来侵入種により最も危険にさらされている地域とを確認することを含むべきである。この分析は、管理技術の進歩を考慮し、ときどき再評価されるべきである。

2．抑制の対象とする種、抑制地域、方法および時期を確認し、応ずることを含む正式な抑制戦略を作成すること。その戦略は、いくつかの地域あるいは全国に適用され、たとえば生物多様性条約の第6条の必要条件（"保全及び持続可能な利用に関する一般条例"）の要求を満たすよう適切な位置づけを持つべきである。そのような戦略は、国民に公開され、国民の支持を求め、また定期的に再評価されるべきである。

3．根絶がうまくいきそうにないが、その外来侵入種が定められた境界線の範囲内に限られ、抑制が可能である場合にだけ、適切な戦略としてさらなる拡散を防止する「封じこめ」が考えられる。封じこめた境界線の外側での定期的なモニタリングは、新たな地域での発生を根絶する迅速な行動のためにも、必要不可欠である。

4．外来侵入種の長期にわたる個体数削減が、一つの行動によって成し遂げられるのか、若しくは関連する一連の行動（多様な行動管理）により、目標を遂げられるのかを評価すること。単独の行動についての一番良い例は、生物学的管理機関の成功例から導かれている。これは、"古典的な"生物学的管理計画である。自然への意図的な導入は、適切な抑制とモニタリングに従うべきである。（また5．3、9節および補遺を参照）

排除柵は、いくつかの状況下では、効果的な単独の抑制行動手段となり得る。複数の抑制行動の例は、いくつかの物理的・化学的方法と組み合わせ生物学的管理機関による統合的な害性の抑制である。

5．外来侵入種についてばかりでなく抑制方法についても科学者と管理機関との情報の交換を、増やすこと。技術は、連続的に変化し、改善しているので、管理機関が利用するためにこの情報が伝えられることが重要である。

6．6 外来侵入種としての狩猟種および野生化したペット 推薦される行動

野生化したペットは、自然の環境、特に島々において最も攻撃的で、かつ害性を発揮する外来種の一つである。彼らが持っている経済的あるいは遺伝上の価値にもかかわらず、野生化した（ペット）種が在来の植物相と動物相を脅かす場合には、その保護のほうが優先する。にもかかわらず、在来の生物多様性にひどい損害をもたらしているいくつかの外来侵入種は、しばしば狩猟および魚釣りの機会のために、積極的な文化価値を獲得してきた。

その結果、管理目的の違いから、利益団体と共同体との間に闘争が発生する。これらの状況においては、その問題を解決するのに時間がかかるが、地域の支援を得た合意形成と順応的管理アプローチを伴う外来侵入種の悪影響についての国民の認識向上と情報キャンペーンを通じ、成し遂げられるものである。リスク分析と環境影響評価は、一連の適切な行動と解決への道筋を発展させるのに役立つ。

推薦される行動は次の通りである：

- 1．狩猟のための特別な地域を指定することによって公的な土地における狩猟を管理する一方で、他の地域では、生物多様性価値を守るためより厳格な管理を実行すること。この選択は、その外来種に高い価値が付加されているものの、生物の多様性の価値が地方の行動を通していまも守られている。
- 2．原生地域において根絶が計画されている数の野生化したペットを捕獲し飼育化あるいは家畜化するという選択肢を評価すること。
- 3．野生動物に被害を与えることが知られている家畜、たとえばネコ、ヤギなどの放逐と逃避を防ぐために十分な注意を払うように所有者や農民に強く勧めること。
- 4．経済的あるいは生態的な損害が大きいと思われる環境において、そのような放逐や逃亡をやめさせるために法的な罰則を検討すること。

7．種の再導入との関係

7．1 指導原理

* 成功した根絶および抑制計画は、在来種の再導入の成功の可能性を著しく改善し、それによって、在来の生物多様性のかつての損失を回復する機会を提供することができる。

7．2 根絶及び抑制作業と再導入との関係

外来侵入種を排除する根絶、あるいは問題とならないレベルまでにその種を低下させる抑制は、その生息地をに生息あるいはかつて生息していた在来種の生息条件を改善する。これは特に多くの大洋の島々にあてはまる。根絶はしばしば再導入のための準備過程として行われる。

再導入のためのIUCNガイドライン(1995年5月)は、"再導入を計画し、承認し、実行するための直接的、実践的な手助け"を提供するために開発された。このガイドラインは、実行可能性の研究、場所選択ための基準、社会経済および法的必要条件、個々の健康および遺伝的審査、および飼育者あるいはリハビリセンターからの動物の放逐を取り巻く問題に関する必要条件を挙げている。再導入が適切である場合、それは根絶あるいは抑制計画の一部として触れられるべきである。もし再導入の提案が再評価された場合、もう一度触れられるべきである。

根絶および抑制に適用する社会経済的考慮、すなわち共同体および政治的支持の重要性、財政的公約および認識の向上は、再導入においても適用される。したがって根絶の目的に関する合意形成と在来種を再導入するための提案とを結びつけることで費用を効率的にする。それは、根絶(価値のある動物を殺すこと)の消極的面を、再導入する在来種の積極的便益(自然遺産の回復あるいは経済価値の回復)で相殺するという追加的な利点も持っている。

8. 知識と調査研究

8.1 指導原理

* あらゆる段階での(地球的、国家的、地域的)外来侵入種に対する取り組みにおいて、必要な要素は、効果的で時宜を得た関連情報と経験の収集と共有であり、これは、外来侵入種の調査およびより良い管理の発達を手助けするものである。

8.2 推薦される行動

1. 世界中に広がった外来侵入種の問題を説明するため、第一に必要なものとして十分な知識ベースの開発を早急に進めるべきである。外来侵入種とその抑制について、多くの事が知られているけれども、この知識は、不十分なままであり多くの国々と管理機関にとって、アクセスすることは困難である。

2. 既知の外来侵入種全てに関して、外来侵入種の現状、分布、生態、侵入の特長、影響と抑制年数を含み、容易にアクセスできる地球規模のデータベース(あるいは相互にリンクしているデータベース)の開発に貢献する。政府、管理機関および他の利害関係者がこの貢献に参加することが大切なことである。

3. 興味を持つ全ての人々が容易にアクセスできる国家的、地域的および地球的レベルでの

外来侵入種の"ブラックリスト"を開発すること。"ブラックリスト"は、既知の外来侵入種に注意を集中させるための有益な道具であるが、リストに載っていないからといって外来種が潜在的に有害でないということを意味すると解されるべきではない。

4．国家のおよび国際的な研究のイニシアチブを通して、次の知識を改善すること。：遅延効果を含む侵入プロセスの生態；侵入種間の生態的關係；種および種群がどのような条件下で侵略的になるかという予測；外来侵入種の特長；外来侵入種に対する地球的な気候変動の影響；既存のあるいは潜在的な外来侵入種の媒介者；外来侵入種の導入による環境・経済的損失；人間活動を通じた侵入源および侵入経路など。

5．貿易産品、包装材料、バラスト水、個人の手荷物、航空機および船舶からの外来種を排除するか除外するためのより良い方法を開発し広めること。

6．次のことについてさらに管理調査を奨励し、支持する：効果的で特定のものを目標とし、人道的におよび社会的に受け入れられる外来侵入種の根絶あるいは抑制のための方法；早期発見および迅速な対応システム；モニタリング技術の開発；情報を収集し、特定の人々に向けて効果的に普及する方法など。

7．外来侵入種の管理における実践的な体験から学んだ幾つかのレッスンがその知識ベースに貢献できるようにモニターしたり、記録したりおよび報告したりすることを勧める。

8．外来侵入種問題についてのより広い理解と認識を促進するために既存の情報および経験をよりよく利用する。4節（理解と認識）と8節（知識と調査研究）で取上げられた行動間には強力なつながりを必要とする。

9．法と制度

9．1 指導原理

* 国家的、地域的および地球レベルでの生物多様性を保護するには、外来侵入種からの脅威に対して各国による全体的な政策、法および制度上のアプローチが必要である。

* 効果的な対応がとれるかどうかは、対症的な措置と同様に予防的な措置を備えた国の法制度の有効性に依存している。そのような法制度は、また明確な説明責任、包括的实施権限、および外来侵入種からの事実上のおよび潜在的な脅威に関する責任の効果的な統合を確立するべきである。

* 潜在的な外来侵入種の導入に対する危険性を防止するか最小限にするために必要な条件として国家間の協力を保証する事が必要である。そのような協力は、国家の管轄あるいは

管理下における活動が他国の環境に損害を与えないということを自国が保証しなければならないという責任に基づくものである。

9.2 推薦された行動

9.2.1 国内レベル

1. 生物多様性の保護とその構成要素の持続可能な利用に関する国家的戦略と計画の下で、外来侵入種からの既存のおよび潜在的脅威に対応するための国家的戦略と計画を策定させることに高い優先権を付与すること。

2. 適切な国の法制度が策定されること。またその場合、その国家法は、ある種が侵入種になった場合の対症的な行動と同様に、外来種の意図的および無意識的な導入に関する必要な抑制手段を提供するものであること。法制度の主要な構成要素は、前節、特に5節および6節で確認されている。

3. 国の法制度は、国内の生態地理学上の境界線を越える国際および国内外来種の意図的あるいは非意図的導入によって生じる生物学的多様性に対する脅威を対症とするのと同様に、潜在的な外来侵入種の入国官のように、緊急事態に迅速に反応するために必要な法的権限を提供するということを保証しなさい。

4. 可能な場合は、明確な権力と機能をもって国の法律の施行と発動に責任を持つ単一の当局あるいは省庁を指定すること。万一これが不可能である場合には、この分野において行政上の行動を調整し、関係当局の明確な権力と責任を明確にするメカニズムの存在を保証すること。（注：実施と施行に関するこの業務上の役割は5.3節で推薦された"生物安全保障"機関の特殊な機能とは異なっている。）

5. 外来侵入種問題のすべての面が、技術の状態によって取扱われ、その法制度が施行され発動されることを保証するために、制度上および行政上の機構を含む、国の法制度は定期的に再評価すること。

9.2.2 国際レベル

1. 地球的であれ地域的であれ、外来侵入種問題を取り扱い、それぞれの関係締約国たちのために強制的権限を制定する国際条約の規定を実行すること。これら条約の最も顕著な

ものは、生物多様性条約であり、たくさんの地域協定である。

2．外来種導入に関する決議案、管理法やガイドライン、国際海事機関によるバラスト水に関するガイダンスのような、特殊な地球的および地域的条約について締約国により下される決定を実施すること。

3．外来種導入の防止あるいは管理に関しては、二国間あるいは多国間協定を原則としてさらなる協定を結ぶか、現存協定を受け入れるか、必要に応じて、望ましい状況を考えること。特に、このことは、世界貿易機関の後援による協定のような、貿易に関する国際協定の考察を含んでいる。

4．隣国との間で、潜在的な外来侵入種が境界線を越えて移動するのを妨げる協同行動の望ましい状況を考えること。これには入国管理における迅速な対応の検討と発展、例えば、警戒通報を通じた情報交換協定を含む。

5．一般的に、外来侵入種によって生じる損害を防止し、それに立ち向かうための国際協力を発展させ、管理技術やリスクアセスメントに関する能力増強を含む援助および技術移転を提供すること。

10．IUCNの役割

1．IUCNは、CABインターナショナル、国連環境計画（UNEP）および環境問題に関する科学委員会（SOPE）と共に、グローバル侵入種計画（GISP）(3)に対し、引き続き貢献する。

2．IUCNは、生物多様性条約のプロセスおよび会議に、科学的、技術的および政策的アドバイスをし、第8（h）項を実行するために、積極的に参加する。

3．IUCNの構成機関（委員会、プログラム、地域事務所を含む）は、侵入種に関するIUCNグローバルイニシアチブを支持するために共に行動する。

4．IUCNは、国連環境計画、国連食料農業機関、環境問題に関する科学委員会、世界貿易機関のような国際機関および国際的NGOを含む、この問題に関連する他の機関との結束と共同プログラムを維持し発展させる。IUCNは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、生物多様性条約（CBD）、ラムサール条約の締約国、および南太平洋地域環境プログラム（SPREP）のような地域プログラムとともに働く。

5．IUCN地域ネットワークは、外来侵入種問題、在来種の生物学的多様性に対する様々な脅威、経済的な関連抑制の選択肢といった問題について、あらゆるレベルで認識を高めるために重要な役割を演じる。

6．種の保存委員会（SSC）のIUCN侵入種専門家グループ（ISSG）は、その国際的ネットワークを通して、外来侵入種に関する、防止および抑制方法に関する情報、外来種侵入に対し特に脆弱な生態系に関する情報を、収集し、編成し、普及し続けるでしょう。

7．絶滅の危機に瀕した種および生物の固有種の率が高く生物多様性が集中した地域の識別に関するIUCNのSSCの独自の仕事は、支持される。この仕事は、外来種侵入のリスクとガイドラインを実際に実施する優先地域を評価する際に、価値がある。

8．次のような行動を含めて、ISSGの進行中の仕事は支持される：外来侵入種の抑制と根絶についての専門的アドバイザー名簿の作成および維持；外来侵入種ネットワークの拡大；ニュースレターや他の出版物の製作と配布。

9．IUCNは、他の協力機関と提携して、援助を必要としあるいは既存のあるいは提案された外来侵入種プログラムを見直すことを望んでいる国に対して、率先して能力強化プログラム（インフラストラクチャー、管理、リスクアセスメントと環境アセスメント、政策、法律等）を開発し移転します。

10．IUCNは、国、貿易機関および財政機関（世界貿易機関、世界銀行、国際通貨基金、国際海事機関など）とともに、国際貿易と財政協定、実施規則、条約および協定が、生物学的多様性にもたらす脅威と、外来侵入種に関連した財政費用および経済損失を考慮に入れるべきであるということを保証するために積極的な役を務める。

11．ISSGは、外来侵入種問題に関する法的および制度上の枠組を見直し、改善する国々を援助することに関し、IUCN環境法プログラムの仕事を支援する。

12．ISSGは、外来侵入種に関する地域的データベースおよび早期警告システムを開発し、希望する当事者に対する、効果的でタイムリーな関連情報の配布を保証するために、他の協力機関とともに働く。

11．参考文献と関連情報

このガイドラインの指導原理と本文は、以下の重要な文書の一部に基づき、あるいはそこに源を発するものである：

- ・生物の移転。 - IUCN見解声明書（1987年）。IUCN、グラン、スイス。
- ・再導入に関するIUCNガイドライン（1995年）。IUCN、グラン、スイス。
- ・外来種管理機関の輸入と放逐に関する法律。国連国連食料農業機関（1995年）。FAO、ローマ、イタリア。
- ・アメリカ合衆国の有害非在来種。アメリカ合衆国議会、技術アセスメント局、OTA - F - 565（1993年）。アメリカ合衆国印刷局、ワシントン DC。
- ・外来種に関するノルウェー国連会議議事録。生物の多様性に関するトロンドハイム会議。（1996年7月1日から5日まで。）自然調査ノルウェー協会、トロンドハイム、ノルウェー。
- ・船舶バラスト水および流送土砂流出からの不要な水生有機体と病原体の導入を防止するためのガイドライン。国際海事機関（IMO）決議案 A.774（18）（4.11.93）（添付書類）。

12. 謝辞

IUCNは、侵入種専門家グループ（ISSG）と他の外来侵入種専門家との共同作業についての献身と努力が、このガイドラインの製作を可能にしたことについて感謝する。IUCN環境法計画からのデータ提供についても深く感謝する。

< 付録 >

1. 環境影響評価（EIA）

提案された導入種が環境の中で引き起こす可能性のある影響評価における遺伝的評価には、以下のことが含まれる：

* 提案された導入種は、他の場所で侵略的になったという歴史をもっているか。そうであれば、その種は再び侵略的になると思われるため、導入は考えるべきではない。

* 数が増加して、その種が導入されるであろう生態系に対して、損害の原因となる外来種の発生する見込みは、どうなのか。

* 散布方法が決められた場合、その外来種が他の生息地に広がり侵入する見込みは、どうなのか。

* 提案された導入が、生物学的および気候的変異性の自然サイクルについて起こりそうな影響は何か。（火事、干ばつおよび洪水は、外来植物の行動に継続的に影響を及ぼしうる。）

* 外来種が、異種交配を通じて、在来種の遺伝子プールを遺伝的に圧倒し、汚染する可能性は、どうか。

* 外来種と在来種の異種交配によって、新種の攻撃的倍数体（ポリプロイド）の侵入種が作りだされる可能性はあるか。

* 病気あるいは寄生生物を持った外来種宿主が、導入が行われた地域において、在来の植物群、動物群、人間、農作物、家畜に（病気や寄生虫を）伝える可能性はあるか。

* 提案された導入が、在来種の捕食者として、食物競争相手として、遮蔽物として、他のどんな方法においても、在来種の生息数の継続的な存在または安定を脅かすような可能性はあるか。

* もしその提案された導入が、意図しない放逐により、抑制された地域に入り込んだ場合、偶然逃避が起こる可能性はどうか。

* 人間の福祉、健康あるいは経済活動について、上述の結果のうち起こりうる悪影響は何か。

2．リスクアセスメント

リスクアセスメントは、提案された導入と関係のある関連するリスクを識別し、そのリスクの各々を評価しようとするアプローチである。リスクを評価することは、それらが発生する見込みと同様に提案された導入の潜在的逆効果の大きさおよび性質を調べるという意味である。そのリスクを減じ、提案された導入に対する代替案を調べる効果的な手段を確認すべきである。その提案された輸入者は、しばしば、決定を下す当局による要請に基づきリスク評価を行う。

3．根絶達成にあたって満たすべき判断の基準

* 個体数増加の割合は、どのような個体群密度であれ消極的である。大変低い個体群密度で、最後の2、3の個体の場所を突き止め取り除くことは、次第により困難で費用がかかるようになる。

* 新規個体の加入は完全にゼロとなる。しかしこれは、ふつう、沖合いのあるいは大洋の島々にとって、あるいは大変新しい外来種侵入にとって、可能であるにすぎない。

* その個体群のあらゆる個体は、用いられている根絶技術に対して危機に曝されているに違いない。もし動物が、釣り餌や罠にかからないようになれば、個体群の一部の個体は、もはやそのような技術に対して危機に置かれていないかもしれない。

* 大変低い個体群密度での種のモニタリングを達成する。もしこのことが、可能でないならば、生存個体は発見されないかもしれない。植物の場合、埋土種子の生存を、調べるべきである。

* 根絶を完了するために、十分な基金と貢献が、必要とされた期間中、連続して必要である。モニタリングの資金は、根絶が成し遂げられたことが信じられた後も、その結果に疑

いがなくなるまで、出されなければならない。

* その社会政治的環境は、根絶の努力をしている間じゅう、協力的でなければならない。目的は、根絶が始められる前に、実行性のあるかぎり討論され解決されるべきである。

脚注

1 用語の定義は3節にあり

2 IUCNによるこのガイドラインの採用のときに、外来侵入種に関連する標準の専門用語は、生物多様性条約の中では定められていない。この文書の中で用いられた定義は、外来侵入種によって生じる在来の生物多様性の損失という特別な状況でIUCNが定めたものである。

3 SCOPE、UNEP、IUCNおよびCABIは、侵入種を取扱うのと同様に理解するための新たな道具を準備するという目的で、侵入種についての計画に乗り出した。この発議は、グローバル侵入種プログラム(GISP)とよばれる。GISPは、科学者、法律家、教育者、資源管理者および産業界や政府出身者を含めて、その問題に関連する多くの人々を雇用している。GISPは、外来種の問題についてCBD事務局との密接な協力を維持している。